

## 公益財団法人水道技術研究センター公的研究費運営・管理規程

平成 26 年 10 月 1 日

### (目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人水道技術研究センター（以下「センター」という。）における公的研究費の運営・管理に関して必要な事項を定め、公的研究費の適正な取り扱いを確保することを目的とする。

### (対象となる研究費)

第 2 条 この規程における公的研究費とは、各省各庁、独立行政法人及び地方公共団体等から配分される競争的資金等であって、センターに配分される研究資金をいう。

### (最高管理責任者)

第 3 条 公的研究費の運営・管理についてセンター全体を統括する権限を有し、最終責任を負う者として最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は、理事長をもって充てる。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が公的研究費の運営・管理を適切に行うことができるよう、率先して不正防止に努めるとともに、必要な措置を講じるものとする。

### (統括管理責任者)

第 4 条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理についてセンター全体を統括する者として、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、専務理事をもって充てる。

### (コンプライアンス推進責任者)

第 5 条 センターの各組織における公的研究費の運営・管理について責任を負う者として、コンプライアンス推進責任者を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は、事務局長をもって充てる。

### (資金執行上の責任)

第 6 条 公的研究費の執行上の責任者は、当該公的研究費の交付を受けた研究者及び当該研究者から枠を限定して配分を受けた者とする。

(公的研究費の適切な運営・管理)

第7条 統括管理責任者は、公的研究費の適正な運営・管理のために、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 運営・管理に関わるルールの明確化・統一化に関すること
- (2) 事務処理に関する構成員の権限と責任に関すること
- (3) コンプライアンス教育の実施及び行動規範の策定に関すること
- (4) 告発等の取り扱い、調査及び懲戒に関すること
- (5) 予算の執行状況及び研究計画の遂行状況の検証に関すること
- (6) 研究者と業者の癒着の防止の対策に関すること
- (7) 発注・検収業務の仕組みの構築・運営に関すること
- (8) 納品検収、非常勤雇用者の勤務状況の確認その他の研究費管理体制の整備に関すること

(行動規範)

第8条 最高管理責任者は、職員の行動規範を策定するものとする。

2 最高管理責任者は、職員に対して、不正行為の防止について意識向上を図るために必要な措置を講じるものとする。

(不正防止計画)

第9条 最高管理責任者は、公的研究費の適正な使用を徹底し、不正防止に向けた運営・管理体制を整備するため、不正防止計画を策定するものとする。

2 不正防止計画の推進を担当する部署として、事務局に不正防止計画推進室を置く。不正防止計画推進室は、不正防止計画の実施を推進するとともに、その実施状況を確認するものとする。

(相談受付窓口)

第10条 センターにおける公的研究費の使用に関するルール等に関するセンター内外からの相談受付窓口（以下「相談受付窓口」という。）を事務局に置く。

(通報窓口)

第11条 センターにおける公的研究費の使用・管理に関する通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を、事務局に置く。

2 通報窓口の長は、不正行為に関する通報を受けたときは、速やかに、最高管理責任者に報告しなければならない。

(モニタリング及び監査体制)

第12条 最高管理責任者は、公的研究費の適正な運営・管理のため、モニタリング及び監査が有効に機能する体制を整備するものとする。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。